

平成30年度名古屋市教育委員会第50号議案

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

西養護学校等の高等部普通科における学級数の変動に伴い、生徒定員を変更します。

名 称	部	学科	生徒定員変動
西養護学校	高等部	普通	166 → 158
南養護学校	高等部	普通	267 → 259
天白養護学校	高等部	普通	102 → 94

2 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立西養護学校の項中「166人」を「158人」に改め、同表名古屋市立南養護学校の項中「267人」を「259人」に改め、同表名古屋市立天白養護学校の項中「102人」を「94人」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立特別支援学校学則（抜すい）

改 正 案				現 行			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
名称	部	学科	定員	名称	部	学科	定員
名古屋市立西養護学校	高等部	普通科	<u>158人</u>	名古屋市立西養護学校	高等部	普通科	<u>166人</u>
名古屋市立南養護学校	高等部	普通科	<u>259人</u>	名古屋市立南養護学校	高等部	普通科	<u>267人</u>
名古屋市立天白養護学校	高等部	普通科	<u>94人</u>	名古屋市立天白養護学校	高等部	普通科	<u>102人</u>
(略)				(略)			